

## 平成 18 年度当初予算編成方針

我が国の経済情勢は、企業部門の回復に支えられ、雇用・所得環境が改善するとともに、家計部門においても、徐々に消費拡大の傾向にあり、民間需要を中心とした緩やかな回復が続いている。しかしながら、一方では、原油の高騰や緩やかながら依然として続くデフレ状況等、懸念要因があり、今後の経済情勢には、十分留意する必要がある。

国は、平成 17 年度及び平成 18 年度を構造改革の「重点強化期間」と位置付けており、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、平成 18 年度は、「改革の総仕上げ」として、「小さくて効率的な政府」の実現のため、所得税から個人住民税への税源移譲や地方交付税の抑制等を柱とした、「三位一体の改革」を確実に実現し、「国から地方へ」を徹底させるとともに、市場化テストの本格的な導入による官業の民間開放等の「官から民へ」の推進、さらには、公務員の総人件費の改革等に強力的に取り組んでいくこととしている。

これらを踏まえ、平成 18 年度予算の概算要求の基本方針では、地方への補助金等について、「国と地方」及び「官と民」の役割分担や行政のスリム化等の観点から、聖域のない見直しを行い、その整理・合理化を積極的に推進することとし、昨年に引き続き、公共投資等に係る国庫補助金について、前年度当初予算額の 5% を削減することとしている。また、地方財政についても、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、歳出規模を引き続き抑制し、財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制することとしている。

本市の財政見通しについては、今年度策定した中期財政計画において、今後、緩やかな市税収入の伸びが期待できるものの、一方では、国の「三位一体の改革」に伴う国庫支出金等の減少や、少子・高齢社会における扶助費や物件費の増加等により、極めて厳しい財政運営が続くものと見込んだところであり、歳入の減少の

中で、財政の健全性を確保していくことは、財政運営上の大きな課題となっている。

このような中であって、本市が、今後とも真に必要な市民サービスの水準を確保しながら、将来に向けて持続的に発展するためには、健全で安定した財政運営を基本に、第4次総合計画改定基本計画に掲げた施策・事業を着実に推進するとともに、第5次総合計画の策定を視野に入れ、社会経済環境の変化にも的確に対応し、「市民一人ひとりが輝く活力あふれる新しい宇都宮の創造」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

このため、平成18年度の予算編成にあたっては、限られた財源の効果的・効率的な活用を基本に、取り組むべき行政課題の緊急性、重要性をゼロベースの視点で十分に検証し、消費的経費の抑制や投資的経費の確保に努めながら、施策・事業を厳しく精査、選別したうえで、下記により進めるものとする。

## 記

### 1 基本方針

平成18年度当初予算は、まちづくりに係る重要課題に的確にかつスピードを持って対応し、第4次総合計画改定基本計画における各種施策・事業の実現を通じて、市民満足度の向上を図りながら、本市が持続的に発展していくための予算編成とする。

このため、将来ともに健全な財政運営を基本とし、「選択と集中」による限られた財源の効果的・効率的な配分を行いながら、以下の留意事項により編成するものとする。

- (1) 地方分権の基本理念である自己決定・自己責任の原則をふまえ、本市の自主的・自立的な行財政運営を推進するため、前例にとらわれない柔軟な発想や経営感覚をもって、各部・各課において、歳入の確保及び歳出の抑制のための主体的な取り組みを行うこと。

- (2) 中期財政計画に掲げた、徴収金の収入率の向上や広告料収入等の新たな収入の創出等、自主財源の積極的な確保に努めるとともに、全ての事業において、委託料や補助金等の経常的経費の抑制を図ること。
- (3) 「行政経営指針」に基づき、市民との協働によるまちづくりを進めるため、各種事業について、行政と市民の役割分担を明確化し、行政関与の見直しを図ること。
- また、行政の役割である事業についても、「外部委託の推進に係る指針」に基づき、専門性や経済性の観点から、民間に委ねることが効果的な事業は、外部委託や民営化等、積極的な民間活力の活用を図ること。
- (4) 過去の決算状況・行政評価・市民意識調査結果・監査の指摘事項等进行分析し、既存の施策・事業について、その存続も含め、厳しく見直すとともに、新規の施策・事業については既存の事業の廃止を前提とする等「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底すること。また、実施計画に計上していないものや、庁内で協議が整っていないものは、計上しないこと。
- (5) 国・県の制度変更等については、情報収集に努め、的確に予算に反映すること。

## 2 予算要求に関する基本的事項

### (1) 通年予算

- ・ 健全財政を基本とした通年予算として編成する。

### (2) 編成方法

- ・ 中期財政計画における財政収支試算の推計額を基本として一般財源を義務的事業や政策的事業等の事業区分ごとに配分する「財源配分型」の予算編成とする。

【参考：別紙「平成 18 年度当初予算の一般財源見込みと財源配分内訳」】

## ア 枠配分方式

- ・ 経常的経費等については、各部の権限と責任に基づく主体的な取り組みを反映する「枠配分方式」とする。
- ・ 各部の裁量を発揮できる「部内調整枠」を設定する。

## イ 積み上げ方式

- ・ 人件費や扶助費等の義務的経費や総合計画実施計画の新規計上事業及び建設事業等の政策的経費は、その事業をゼロベースの視点で厳しく精査、選別するために、「積み上げ方式」とする。
- ・ 指定管理者制度の導入等により大幅な変更が見込まれる経費については、本方式によることとする。

なお、今回の財源配分は、「三位一体の改革」による影響が今後明らかになることから、現行の税財政制度を前提に財源を見込み、配分したところである。今後、国の予算編成の動向をみて、「三位一体の改革」に伴う必要な見直しを行う予定であり、特に、「一般財源化」の対象となった事業については、緊急性や必要性、費用対効果等を厳しく精査することとする。

## (3) その他

- ・ 各部の主体的・自立的な予算編成を行うために、部長・次長・総務担当を中心に、部内における重点事業への優先配分や、すべての施策の徹底した見直しによる事業費の精査を行うとともに、部内調整枠を十分に活用し、枠配分方式による事業については、必ず部内等で調整を完結したうえで要求すること。
- ・ 二つ以上の部・課にわたる事業の予算見積りにについては、関係する部・課と十分協議を行ったうえで要求すること。

## 3 予算要求の基準

### (1) 枠配分対象事業（枠配分方式）

- ・ 枠配分対象事業は、「細事業費」の事業区分のうち、「管理・経常的事業」、「行政・経常的事業」、「行政・裁量的事業」とする。

- ・ 枠配分額については、枠配分対象事業費の一般財源をベースとして平成17年度当初予算計上額の95%以内の額とする。
- ・ 部の配分額については、前述の額に部内調整枠を加え、別途財政課から各部に通知するので、通知した額の範囲内で要求すること。
- ・ 部内調整枠は、枠配分対象事業費総額の2%（約3億円）とする。

## (2) 枠配分対象外事業（積み上げ方式）

- ・ 枠配分対象外事業は、「細事業費」の事業区分のうち、「義務・裁量的事業」、「義務・経常的事業」、「政策・ハード事業」、「政策・ソフト事業」及び「臨時的事業」とする。  
「義務・裁量的事業」（市単独・県単独の扶助費）については、新年度に、大幅な変更が見込まれるため、枠配分対象外事業に設定した。  
指定管理者制度の導入に伴う経費を、「臨時的事業」に区分した。
- ・ 枠配分対象外事業については、下記の基準により要求すること。

### ア 義務・経常的事業

#### (ア) 人件費

- ・ 各種審議会等の報酬を除く人件費については、所要額を要求することとするが、非常勤嘱託員については、人事課の査定結果を踏まえて要求すること。

#### (イ) 扶助費

- ・ 法により義務付けられている扶助費については、決算見込額をもとに、必要最小限の事業費を積み上げにより要求すること。

#### (ウ) 賃金

- ・ 人事課の査定結果を踏まえて要求すること。

### イ 義務・裁量的事業

- ・ 県・市単独の扶助費については、決算見込額をもとに、必要最小限の事業費を積み上げにより要求すること。

## ウ 政策・ハード事業

### (ア) 総合計画実施計画計上事業

- ・ 総合計画実施計画において、平成 18 年度に実施することとして計上された建設事業については、建設単価やグレード及び規模等を再度精査したうえで、必要最小限の事業費で要求すること。

### (イ) 上記以外の建設事業

- ・ 実施計画に計上されない経常的な建設事業及び予算対応となった建設事業については、極力抑制すること。

## エ 政策・ソフト事業

- ・ 総合計画実施計画において、平成 18 年度に実施することとして計上された新規施策に伴うソフト事業については、対象者や実施手法等を再度精査したうえで、必要最小限の事業費で要求すること。
- ・ 平成 17 年度に新規ソフト事業として予算に計上し、平成 18 年度も引き続き実施する事業については、実績等を十分精査したうえで、必要最小限の事業費で要求すること。
- ・ 実施計画に計上されていない施策事業については、予算要求を行わないこと。

## オ 臨時的事業

- ・ 特別会計への繰出金や備品購入費、大会開催費、貸付金、行革関連経費、指定管理者関連経費等の単年度限りや年度間の変動が大きい臨時的事業については、必要最小限の事業費を積み上げにより要求すること。
- ・ 臨時的事業については、「行革関連」「新規・通年化」「債務負担行為の増加」「指定管理者」「繰出金等」「その他」の 6 つの区分に分類したので、指定した区分に基づき要求すること。
- ・ 特別会計への繰出金のうち建設事業に類するものは、一般財源をベースとして、政策・ハード事業と同様に扱うものとする。

[事業区分別要求基準]

事業区分	内 容	要求の基準
義務・経常的事業	人件費，賃金，公債費，法による扶助費	枠配分対象外
義務・裁量的事業	市単独・県単独の扶助費	枠配分対象外
管理・経常的事業	事務費，施設維持管理・運営経費等	枠配分
行政・経常的事業	他に分類されないソフト事業	枠配分
行政・裁量的事業	補助金，負担金，交付金等	枠配分
政策・ハード事業	建設事業	枠配分対象外
政策・ソフト事業	平成 18 年度に実施する新規ソフト事業( 実施計画計上事業 ) 平成 17 年度から実施した新規ソフト事業	枠配分対象外
臨時的事業	繰出金，備品購入費，大会開催費，貸付金， 行革関係経費，指定管理者関連経費等	枠配分対象外

#### 4 予算要求に係る留意事項

##### (1) 歳入に関する事項

- ・ すべての歳入について，的確かつ確実な収入確保に努めること。
- ・ 市税をはじめとする徴収金については，口座振替等により納期内納付を促進するとともに，目標額の設定等あらゆる手段を講じて，徴収率の向上を図ること。
- ・ 広告収入等の新たな収入の創出等，自主財源の積極的な確保を図ること。
- ・ 特定財源については，執行段階において不足することがないように，的確な額を計上すること。

##### ア 市税

- ・ 市税については，税制改正や景気の動向等を十分勘案することはもとより，課税客体を十分捕捉したうえでの確な額を計上すること。

##### イ 分担金及び負担金

- ・ 分担金及び負担金については，事業の内容，受益の限度等を十分検討し，負担の適正化に努め的確な額を計上すること。

#### ウ 国・県支出金

- ・ 国・県支出金については，国・県の動向を十分に見極めるとともに，導入に伴う市の負担等も考慮し，その必要性，事業効果等を十分検討したうえで，積極的に導入を図ること。
- ・ 特に「三位一体の改革」については，平成 18 年度が「構造改革の総仕上げ」とされており，その内容が徐々に明らかになってくる見込みであるため，情報把握に努め的確に対処すること。

#### エ 財産収入

- ・ 財産売却収入については，未利用地や保留地の積極的な処分を図り，財源の確保に努めること。

#### オ 市債

- ・ 市債については，極力抑制することを基本とする。また，その活用にあたっては普通交付税に算入されるものに重点化しているので，財政課と協議のうえ計上すること。

#### (2) 歳出に関する事項

- ・ 一般財源が前年度から減少することから，必要かつ緊急な事業に限り予算要求すること。
- ・ 「もったいない運動」の趣旨を反映し，全ての事業について徹底した見直しを行い，既存資源の再利用や適正な在庫管理，計画的な執行計画等により，無駄のない要求とすること。

#### ア 物件費

- ・ 旅費については，出張の目的，効果，緊急度，日程等を十分検討し，過去の実績にとらわれることなく，真に必要なものに限定して要求すること。
- ・ 消耗品費については，在庫管理の徹底等により，極力節減を図ること。
- ・ 燃料費や光熱水費については，使用量を的確に把握するとともに，より一層の省エネルギーに努め，削減を目指すこと。



- ・ 食糧費については，会議等開催の合理的な時間帯，人数等を設定し，真に必要なものに限定して要求すること。
- ・ 備品購入費のうち，事務用備品及び自動車の新規購入は原則として認めない方針であるので留意すること。
- ・ イベントの開催については，効果等の観点から統廃合の方向で見直すこと。また，要求する場合は，経費の抑制や中心市街地活性化の観点も十分考慮すること。

#### イ 維持補修費

- ・ 施設等の維持補修費については，各施設の現状を十分に把握し，緊急性や必要性等の観点から，適正な維持管理に努めるために真に必要なものを要求すること。

#### ウ 委託料

- ・ システム開発や保守点検等の委託については，目的や必要性を十分に考慮し見直しを図ること。
- ・ 調査研究や設計委託においては，職員自らが能力を発揮すべき業務については，安易に委託することがないよう，ゼロベースの視点で見直すこと。

#### エ 補助費等

- ・ 事務事業評価の活用を図り，補助金等の目的や効果を十分検証し，抜本的な見直しを徹底すること。
- ・ 新規補助金等については，原則として，3年の期限を設定して要求すること。
- ・ 補助金等審査委員会の審査結果に基づき要求すること。

#### オ 扶助費

- ・ 市単独の扶助費については，所得制限の導入等，各種手当やサービスの見直しを図ること。

## カ 投資的経費

- ・ 事業費の積算にあたっては、市場価格の動向を反映した積算単価の見直しによる工事費の低減や設計V E<sup>\*1</sup>の導入等により公共工事のコスト縮減に取り組み、事業量を確保すること。
- ・ 施設整備にあたっては、施設の機能・役割を再整理し、施設の規模や整備水準の適正化を図るとともに、施設の長寿命化にも取り組むこと。
- ・ V F M<sup>\*2</sup>の考え方に基づき、P F I<sup>\*3</sup>事業等の民間資金やノウハウを活用した施設整備に取り組むこと。
- ・ 新規施設の建設にあたっては、当面必要な規模や機能に限定し、既存施設の再利用や転用を図るとともに、新たな事業手法の活用を図ること。

## (3) その他

### ア 外郭団体について

- ・ 本市の予算編成方針や外郭団体経営改革計画等を踏まえ、指導を行うとともに、団体から提出された内容については、十分精査した上で、要求すること。
- ・ 公の施設の管理運営に対する指定管理者制度の導入に伴い、民間との競争が促進される状況を見据え、徹底した内部努力を進めるとともに、独自財源の一層の確保に努める等、団体の自立的経営の実現に取り組むこと。

### イ 特別会計について

- ・ 一般会計に準じ適正な負担の確保に留意し、収支の均衡を図ること。

### ウ 公営企業会計について

- ・ 企業的性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算制の確保に努め、安易に一般会計の補助金に財源を求めることなく、事業の目的達成に努めること。

## 5 予算見積書の提出期限等

### (1) 提出期限及び提出先

- ・ 平成 17 年 11 月 15 日(火)厳守 行政経営部財政課

### (2) その他

- ・ 予算見積書の提出後に，必要に応じて行政経営部長のヒアリングを予定している。

---

\* 1 VE (バリュー・エンジニアリング): 品質を維持したまま建築費を下げるための技術

\* 2 VFM (バリュー・フォー・マネー): 一定の支出に対して最も価値の高いサービスを提供すること

\* 3 PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ): 社会資本整備等の公共サービスを民間部門の資金を導入して，民間事業者を中心に実施する方式

## 平成 18 年度当初予算の一般財源見込みと財源配分内訳

## 一般財源見込み（歳入）

（単位：百万円）

歳入項目	平成 18 年度 当初予算見込み	平成 17 年度 当初予算	増 減
市 税	81,885	79,463	2,422
地方交付税	400	400	0
使用料及び手数料	519	528	9
市 債	2,200	3,855	1,655
その他	15,418	18,213	2,795
計	100,422	102,459	2,037

## 事業区分別財源配分の内訳（歳出）

（単位：百万円）

事業区分		平成 18 年度 当初予算見込み	平成 17 年度 当初予算	増 減
義務・経常的 事業	人件費等	28,808	27,504	1,304
	公債費	14,415	14,944	529
	扶助費	6,844	6,647	197
義務・裁量的事業		1,800	1,769	31
管理・行政的事業		16,822	17,342	520
政策的事業		11,133	13,325	2,192
臨時的事業		20,600	20,928	328
計		100,422	102,459	2,037